

令和2年第20回教育委員会定例会

開会年月日 令和2年10月23日(金)

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 河 口 浩
 同 委 員 坂 口 節 子
 同 委 員 高 柳 誠
 同 委 員 新 井 良 保
 同 委 員 中 田 尚 代

議 題

1 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕
- (4) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを
求める陳情〔継続審議〕
- (5) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳
情〔継続審議〕
- (6) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて
〔継続審議〕
- (7) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実
・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (9) 令和元年陳情第3号 大泉第二中学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (10) 令和元年陳情第4号 大泉南小学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕

2 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和2年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

3 報告

(1) 教育長報告

令和元年度決算特別委員会および令和2年度予算特別委員会における質問項目について
区立小学校における体罰について

(仮称) これからの図書館構想策定検討委員会の開催について
大泉小学校学童クラブ棟の整備について
練馬区子ども・子育て支援事業計画の実施状況(令和元年度)について
子育て施設等従事者特別奨励金の支給について
LINE と AI を活用した入園申請等の窓口改革について
その他
「練馬こどもカフェ」一部店舗の再開について
その他

開 会 午前 10時00分
閉 会 午前 11時25分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	木 村 勝 巳
教育振興部教育総務課長	櫻 井 和 之
同 教育施策課長	吹 野 浩 一
同 学務課長	清 水 輝 一
同 学校施設課長	牧 山 正 和
同 保健給食課長	唐 澤 貞 信
同 教育指導課長	谷 口 雄 磨
同 学校教育支援センター所長	小 野 弥 生
同 副参事	山 本 浩 司
こども家庭部長	小 暮 文 夫
こども家庭部子育て支援課長	山 根 由 美 子
同 こども施策企画課長	柳 下 栄
同 保育課長	宮 原 正 量
同 保育計画調整課長	吉 川 圭 一
同 青少年課長	石 原 清 年
同 練馬子ども家庭支援センター所長	今 井 薫

会議に欠席した者の職・氏名

教育振興部光が丘図書館長	清 水 優 子
--------------	---------

教育長

ただいまから、令和2年第20回教育委員会定例会を開催する。
本日は、傍聴の方が1名いらっしゃる。

教育振興部長

本日、光が丘図書館長は欠席させていただくので、よろしく願います。

教育長

それでは、案件に沿って進めさせていただく。
本日の案件は、陳情10件、協議2件、教育長報告8件である。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕
- (4) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを
求める陳情〔継続審議〕
- (5) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳
情〔継続審議〕
- (6) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて
〔継続審議〕
- (7) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実
・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (9) 令和元年陳情第3号 大泉第二中学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (10) 令和元年陳情第4号 大泉南小学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕

教育長

初めに、陳情案件である。

陳情審議中の10件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変
化はないと聞いている。したがって、これら10件の陳情については、本日は「継続」
としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和2年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。

継続審査中の協議案件2件については、本日のところは「継続」とし、次回以降に協議を行いたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

- (1) 教育長報告

令和元年度決算特別委員会および令和2年度予算特別委員会における質問項目について

教育長

次に、教育長報告である。本日は8件ご報告をする。

それでは、報告の 番について資料の説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

一般質問と違って項目数が非常に多いので、例年、質問項目だけを列挙させていただいている。

主なものについては、教育総務課長からやり取りの説明があったけれども、ご覧になって、この質問はどういう意図なのかとか、あるいは、これに対してどういうふうに答えたのかなどご質問があれば、お出しいただければと思うが、いかがか。

高柳委員

2点もう少し詳しく教えていただきたい。1点目は、1ページの一番上の「学校教育に関すること」の1)、2)について。国が30人学級について、検討しているという話があって、理念としてはとてもいいと思うけれども、実施するとなると、教員や教室の数の問題など、かなり課題が多いのではないかと思う。今後の見通しや、どのようにこれに答えられたのか、教えていただきたい。

2点目は、5ページの70)に「校庭プレーパーク」という名前が出てくるが、内容を教えていただければありがたいと思う。お願いします。

学務課長

少人数学級編制について、当日のやり取りを少しかいつまんでご紹介をさせていただく。1)と2)を合わせて3問、4問いただいた。

まず1点目として、練馬区の学級編成がどうなっているのかという現状の確認のご質問である。答弁としては、小学校1年生は義務標準法に基づいて、また、小学校2年生と中学校1年生は教員加配制度に基づいて、それぞれ35人学級編成を行っていて、その他の学年は40人の編成である。

もう1点、9月8日に政府の教育再生実行会議が答申を出しているのので、そのポイントについて、3点申し上げた。1点目は、コロナの感染症対応を踏まえて、子供たちの学びの保障、個別・最適な学びの実現。2点目は、令和時代のスタンダードとしての新しい時代の学びの環境の姿を議論せよ。3点目は、この2点について、国の予算編成過程において、今後、丁寧に検討すること、というのが答申の内容であった。

そして、3点目のご質問であるが、現時点で区は少人数学級編成をどう考えているのかという質問である。答弁したのは、「現在、学校現場では感染拡大を防ぎながら学校運営を行っており、これは息の長い取組になると見込んでいる」という点を申し上げた上で、「今後、ウィズコロナ、アフターコロナにおける教育環境を考えた場合には、少人数学級というのは取り組んでいかなければならない重要な課題であると認識している。しかし、実現には、教員の大幅な増員だけでなく、限られた校舎スペースに普通教室を増設するなど、困難な課題を解決していかなければならない。教育委員会としては、国等における今後の議論を注視していく考えを持っている」という内容で答弁したところである。

高柳委員

分かった。ありがとう。

子育て支援課長

校庭プレーパークの件についてご説明させていただく。これは、外遊びの場提供事業をやっている団体に対して補助金を出している事業のうちの1つである。拠点型、出張型、移動型とあるけれども、出張型の外遊びの場提供事業の中の1つとして、小学校の校庭で外遊びについて事業を展開しているものである。まず、実績についてご質問があり、昨年度は、6校の小学校で37日実施し、3,140名の児童が参加した。

今年度については、コロナがあったため、なかなか小学校の校庭での外遊びの場提供事業は実施できなかったが、ちょうど再開をしたところである。学校によっては、授業の関係で放課後の時間が短くなることもあるけれども、これからまたやっていきたいという話をしている。議員からは、これまでコロナのこともあって、子供の精神状況とか、筋力の衰えとか、大きな課題がある中で、こういった外遊びは大変重要なので、発展させていってほしいといったご意見をいただいたところである。

高柳委員

分かった。ありがとう。

教育長

ほかはいかがか。

坂口委員

1ページの18)である。いじめ相談アプリを入れるという報告を受けているが、アプリを利用した通報でどのようなものがあるのか伺いたい。

それから、7ページの31)のヤングケアラーについて。子供たちがこのような状況にあるという事実を新聞等で見ているし、こういうものの早期発見という課題への取組はどういうふうにお答えになったのか知りたい。願います。

学校教育支援センター所長

18)の「いじめ相談アプリの通報後の対応について」だが、実績についての質問であった。昨年度は、通報が5件、アクセスが203件、今年度は、通報が1件、アクセスは433件とお答えをした。5件あった通報に関しては、2件は既に学校が把握をして対応していたものであった。残りの3件については、適切に学校と教育委員会が連携しながら対応して解決をしている。

また、通報の件数は少ないけれども、他自治体と比べて特段、アプリのアクセス件数は多く、去年は203件で、今年は半年で433件であり、着実にお子さんたちの中には浸透してきていると実感している。周知をますます進めていく中で、いつでも相談できる環境があるといった安心感を児童・生徒に与えていきたいと考えている。

練馬子ども家庭支援センター所長

7ページのヤングケアラーについてである。ヤングケアラーというのは、18歳未満のお子さんで家事や介護などを担っていて、その量というか度合いが非常に大きくて、結果的に学業や子供たちの健全育成にいろいろな影響が出ているようなお子さんのことを言う。区としての把握状況としては、子ども家庭支援センターなどでは、支援が必要なお子さんに関わっているので、その中で、様々な関係機関から通告されて情報が入った方々について、個別の支援をしている。

例えば、障害のある妹の介護を担わされているお子さんに関しては、福祉事務所と連携して、妹の介護のサービスを入れることで、介護を担っていたお子さんの負担を減らしたりとか、また、保護者から家事全般を強要されていて、学校にも通えないという状況のお子さんについては、児童相談所と連携して一時保護につなげたような事例もある。

こういった形で個別に対応しているし、また、学校でいえば教員、スクールソーシャルワーカーや児童館なども様々な相談に応じて、話を聞き取りながら悩みを受け止めて、異変があった場合には対応しているという状況である。

坂口委員

ありがとう。

教育長

ほかはいかがか。

新井委員

2点質問させていただきたい。まず、4ページの、15)、16)の「障害児入会検討会議専門委員会における意見書、会議の内容について」と「障害児の学童クラブでの対応について」である。本当に現場ではご苦労されていると思う。障害児への様々な対応があると思うが、その現状や会議等で話されている内容について、お話しいただければありがたいと思う。

また、もう1点、7ページの26)、27)、28) 医療的ケア児の対応についても、拡大・充実の方向で取り組んでいただいて、ありがたく思う。特に医療的ケアの場合、電動吸引、経管栄養の医療的ケア、導尿と胃ろうというのがある。これはかなり医療的従事者、看護師、医者への許可に応じて、保護者ができる内容であるけれども、ある一定の研修を受けて、資格を取って、その人だけが医療的ケアを行える。手技を行う方の状況等について、分かる範囲内で結構であるので教えていただければと思う。

子育て支援課長

4ページの15)、16)である。質問は、普通学級に通っている児童が、障害児枠で学童クラブに入会をする場合に提出する意見書について、誰がどのように書いているのかということと、障害児入会検討会議はどのようなことをやっているのかという内容であった。

意見書であるが、障害の診断を受けた病院で診断書を書いていただければいいのだが、それ以外の場合で、こども発達支援センターで意見書を書いていただくということが実際にある。診断を受けていない場合には、こども発達支援センターの相談事業に申し込んでいただいて、こども発達支援センターで、相談、検査、医師の診断を経て、意見書を書いていただくことができるので、それをもって障害児枠での入会をすることができるようになる。

また、会議の内容であるが、障害児の学童クラブの入会申請があったときに、学童クラブに在籍する障害児の巡回指導を行っている専門指導員を外部の専門委員としてお招きをして、実際に集団生活、学童クラブでお子さんが過ごしていくことができるかどうかという入会の可否を検討するために、ご意見をいただいている。それが会議の内容である。

それから、もう1つの質問であるが、障害児の学童クラブでの対応について。普通学級に通っているということと障害児枠で学童クラブに入っているということで対応の違いが出たり、子供にとまどいが出てしまうのではないかとといったご質問をいただいた。それに対して、障害児枠で学童クラブに入っているということを明らかにする必要はないし、実際にやっていない。できるだけ、障害児枠ではないお子さんと同じように生活ができたり、遊びができるように工夫をしているので、特に違いを設けているということはないということを、答弁した。

新井委員

分かった。ありがとう。

学務課長

それでは、7ページの、25)から28)について、当日の流れをご説明させていただきます。

まず、1点目の質問が、現在、区立小学校で医療的ケア児を何人受け入れているかというご質問だった。まず、考え方として、支援を必要とする子供たちは、安全の確保を最優先としながらも、原則受け入れるということにしている、令和元年度では、小学校で6名、現在は2人増えて8名とお答えした。

2点目である。医療的ケア児を安全に預かるためにはいろいろ大変だと思うが、どういう調整をされているのかというご質問だった。お答えとしては、受入れに当たっては、医師や看護師等から成る検討会を開催して、お一人お一人丁寧に検討を行っている。先ほどの答弁とも重なるが、原則受け入れるという方針であるので、どうやったら子供を安全に受け入れられるのかという観点で知恵を出し合っているというお答えをした。

3点目である。医療的ケア児支援委託料の内容について。昨年度の決算書にはない、新しい項目であるため、どういう内容かというご質問である。お答えとしては、従来から非常勤看護師を学校に配置してきたけれど、今後、医療的ケア児の数が増加する場合等が考えられるので、こうした事態にも対応できるよう、地域の訪問看護ステーションとの共同の対応が必要ではないかと考えて、調整の結果、モデル事業であるが、訪問看護ステーションに委託という形で、このような事業実現に至ったものということと、利用者の声として、大変安心だといった声をいただいていると申し上げたところである。

4点目、医療行為の対象拡大の検討状況ということで、私どもの指針には、たんの吸引と導尿と経管栄養の3つを行っているが、今後さらに拡大を検討するとなっている。その検討状況がどうなっているのかというご質問であった。今年の4月だが、インシュリンの接種が必要なお子さん2人が学齢期を迎えた。何とか学校に通わせたいという保護者の意向を踏まえて、小学校も含めて検討した結果、先ほど申し上げた訪問看護ステーションによる支援を利用して、入学できる運びとなった。本格実施は当然一定の検証を行ってからとはなるけれども、現在までトラブルなく安全にケアを提供できているので、こういったインシュリンについても医療行為に捉えたり、加えられるよう、前向きに検討していきたいとお答えをしたところである。

新井委員

個々の対応ありがとう。

教育長

ほかはいかがか。

中田委員

7ページの18) 連絡帳などの欠席連絡の体制についてである。私には中学生の娘が

いて、学校に欠席の連絡をする際、留守番電話サービスになっているため、自分が仕事に行くときになかなか欠席の連絡ができない。先生方もお忙しいところ、欠席の連絡で電話対応に追われてしまうし、申し訳ないと思いながら連絡をするので、どういうふうに今後タブレット、パソコンを使うようにしてくれるのか、ご質問したいと思う。よろしく願います。

教育指導課長

ご質問は、欠席連絡をするに当たって、現在、コロナ禍なので連絡帳を持たせることはなく、電話で小学校へ連絡しているが、今後タブレットが入れば、連絡帳代わりに使えるのではないだろうか。どのように、教育委員会として考えているかという内容であった。

まず、タブレットを持ち帰ることができれば、欠席連絡だけに限らず、学校だよりや学級だよりなど紙ベースで配付していたものがデータ送信できるという可能性も広がることが考えられる。しかし、タブレットはあくまでも子供たちに配付されるものであるため、保護者との共用使用については考え方を整理していく必要があるだろうと答弁した。

それから、現在、学校連絡メールを多くの学校で使用している。これは保護者の登録したアドレスに情報を配信することで、保護者がどこにいても迅速に情報を得ることができるといった利便性もある。こういった様々なものを今後整理しながら、総合的に研究を進めていきたいと考えているところである、と答弁した。

中田委員

ありがとう。

教育長

ほかはよろしいか。

かなり項目もいっぱいあって、興味のあるところがあるだろうと思うので、個別でも結構なので、お寄せいただければと思う。

一旦ここで、この案件については終わりにさせていただきます。

区立小学校における体罰について

教育長

それでは、報告の 番について願います。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、この件について何かご質問等あればお寄せいただければと思う。いかがか。

中田委員

実際、体罰が起こったのが令和元年9月で、結構早い時期に聞き取りなどを行っているということであるが、結局、処分が出るのは令和2年8月ということである。ここまでの時間がかかった理由を説明していただきたいと思う。

教育指導課長

処分についてはこれから出る予定である。

例年、体罰等については、東京都教育委員会から発表を受けて、8月か9月に教育委員会定例会で報告を行っていた。しかしながら、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響、あるいは継続して対応を要する体罰案件があったことから東京都の発表が遅れている。それに伴って、本案件についても処分がまだ出ていない。

区としてどうしても時間がかかってしまったのは、当該保護者、お子さん、学校の認識に違いがあったためである。そのため、略式起訴された起訴状の内容など、その都度、事実確認を進めていく上で、大変時間がかかったものである。

中田委員

わかった。ありがとう。

教育長

今回は、処分の前に刑事罰が先に決まったが、処分というのはなかなか分かりづらいと思うので、処分とはどういうものなのかを説明してくれるか。

教育指導課長

体罰に関連する処分には様々あり、体罰の処分量定が対応や程度によって変わってくる。体罰の中の分類にも様々あるが、処分量定には、免職、停職、減給、戒告などがある。

教育長

東京都教育委員会が権限を持っているので、処分の決定を待っているという状態ということである。

ほかにかがが。

新井委員

練馬区において過去に何件ぐらい体罰事案があったか、どのような体罰があったかを教えていただければありがたい。

教育指導課長

令和元年度分についてはまだ公表がされていないので、平成27年度分から平成30年度分の過去4年間について報告する。

分類が、体罰、不適切な行為、指導の範囲内と3種類あって、不適切な行為もさらに3種類に細分化されている。

体罰は、平成27年度は7件、28年度はゼロ件、29年度は2件、30年度はゼロ件であった。

不適切な行為は、平成27年度は14件、28年度は7件、29年度は6件、30年度は9件であった。

指導の範囲内は、平成27年度は7件、28年度はゼロ件、29年度はゼロ件、30年度は3件であった。

主なものとしては、有形力の行使、例えばたたくということがあったが、多くは暴言など、荒い言葉で、強い言葉で子供たちを叱責するというようなものである。

新井委員

わかった。ありがとう。

教育長

ほかにいかがか。何かあるか。

高柳委員

服務事故防止月間については、もう十数年やっているわけだが、この成果が出た部分もあると思う。体罰というのは、身体的なものを表していると思うが、数は減少してきている。反面、不適切な行為がそれほど変わらないというようなことで、先生方の意識の中では、体罰は、身体的なものだから意識があるが、暴言とか不適切な指導は、なかなか意識の変容がないのではないかと思う。その辺を改善していくためには今後どのようにしたらいいのか、区として、取り組んでいることとか、考えがあれば教えていただきたいと思う。

教育指導課長

ご指摘があったとおり、体罰、有形力の行使に関するようなものは減ってはきているものの、暴言等が横ばい状態である。有形力の行使はあってはならないという意識はかなり醸成されてきてはいるものの、言葉が子供たちに与える影響についての教職員の認識というのは、これからも指導していくことが必要と考えているところである。

まず、各学校で管理職を通じて、過去の体罰事案の件数も含めた現状を知ってもらうことで、各教員たちが認識を改めるとともに、機会を捉えて研修を行っていくことが必要と考えている。すでに、7月、12月の服務事故防止月間に、比較的長い時間を取って各学校が研修を行っているが、例えば職員の打合せの短い時間の中でも、事例などを紹介しながら、職員の意識の醸成というか、体罰を絶対出さないという意識をつくっていくことが求められるだろうと考えている。今後、合同校長会等を通じて伝えていきたいと考えている。

高柳委員

わかった。ありがとう。

坂口委員

体罰はあってはならないということは合同校長会においてもしっかり伝えていたり、定期的な講習もしているが、教育の難しさはある。発達段階にある子供たちの心の中を知るのは難しく、教育という現場では、思わず教育的指導が暴言になったりすることもあるだろうと思う。ただ、体罰は二度と起こさないということをぜひ学んでほしいという願いは申し上げておきたい。

教育長

体罰は本当にあってはならないことである。今回のことは極めて遺憾だと思っている。先ほど課長からも報告があったように、平成27年に、練馬区で体罰が7件起きたときに、私も大変危機感を持って、校長会等々で厳しく指導をしてきた。しばらく件数が大分減ったと思っていたら、このような重大な体罰事案を起こしたということで、本当に遺憾に思っている。

今までも月例の校長会ごとに教育指導課長から、各校長に体罰を起こさないよう話をしてきたが、こういうことが起きたことを見ると、今までの対応でよかったのかと疑問に思わざるを得ない。今後、体罰を根絶するためにどのようにしていくか、私自身も改めて考えていかなければならないと思っている。

この件については、よろしいか。

(仮称) これからの図書館構想策定検討委員会の開催について

教育長

それでは、次に移る。報告の 番をお願いします。

教育振興部長

資料に基づき説明

教育長

もう少し早く検討委員会を立ち上げるつもりだったのだけれども、10月に立ち上げたというようなことであった。何かご意見、ご質問はあるか。

坂口委員

いい報告が出てくるのを待っているが、この1年間にどのくらいの会合を予定しているのか知りたいと思う。

教育振興部長

まだ明確に何回ということはないけれども、年度内に3回ぐらい、来年度に4、5回開催し、一定の方向をまとめたいたいと考えているところである。

坂口委員

わかった。ありがとう。

教育長

ほかにいかがか。よろしいか。

高柳委員

これから検討委員会でしっかり在り方を討議されていくと思うが、図書館というのは、その地域の文化の中心の重要な1つだと思う。非常に期待しているところも大きいし、いろんな機能が求められているところではないかと思う。読書活動とか情報収集だけでなく、子育て中の人たちや、また小中学生、高校生、大学生とか若者の人たち、また勤労者とか高齢者など、それぞれの世代の人たちが集ってサークル活動したり、いろんな人たちの交流の場として本当に大きな機能を果たしていただけるように、十分この検討委員会で話し合っ、本当にいいものをつくってもらいたいと願っている。

教育振興部長

せっかくの機会なので、図書館の状況を簡単にご説明したいと思う。

現状としては、12館・1分館があって、手前みそだが、頑張っていると思っている。利用者数も年間450万人で、区立施設の中でナンバーワンである。また、登録数なども、23区の中でも非常に多い実績があって、現状としては非常に頑張っていると思っている。

ただ一方、課題としては、利用者が固定化してきているということもあるし、利用が少ない年代もある。

こうした中で、引き続き今の図書館の在り方を頑張っていくのだけれども、図書館の国内的な状況が非常に変わってきているということがある。

まず1つは、今まで図書館というと、静かに本を読むところであったけれども、多世代が交流をしたり、カフェでお茶を飲みながら本を読んだり、リラックスする場所、いわゆる居場所の機能も非常に広がってきている。特に、美術館とか生涯学習センターとか、いろいろなところと併設して、いろいろな方が交流し、居場所として楽しめる図書館というのが増えてきている。

また、ICT機器の活用が目まぐるしく発達をしてきている。千代田区の電子書籍による貸出しとか、札幌市では本を貸し出さず、データベースでいろんな情報を取る図書館も出てきている。また、区民との協働による図書館運営として、住民参加型の図書館も出てきている。

このように様々な新しい図書館が出てきているので、現在、練馬の図書館が持っているすばらしさの上に、こうした新しい機能を加えて、より区民の皆さんに使っていただける図書館を目指すため、幅広く検討してまいりたいと思っている。

高柳委員

よろしく願います。

教育長

ほかは、いかがか。よろしいか。

大泉小学校学童クラブ棟の整備について

教育長

それでは、次に報告の 番を願います。

子育て支援課長

資料に基づき説明

教育長

大泉小学童クラブの整備についての説明であった。何かあるか。

中田委員

この建物は仮の建物と考えていいのか、今後ずっと継続してこの場所が学童クラブとして使われるのか、お聞かせいただきたい。

子育て支援課長

仮設ではなくて本設である。現在、校舎の中に33名の小さい学童クラブがあるけれども、そこも含めて、新しく校庭に建てる学童クラブ棟で運営をしていきたいと考えている。校舎内の33名の学童クラブの部屋については、学校に今までお借りしていたのでお返しして、こちらにまとめたいと考えている。

教育長

ほか、いかがか。

坂口委員

子供の減少も見込めないが、学校内の敷地につくるとなると、この小学校の校庭の狭さがすごく心配になるし、保護者たちにとっても、「ああ、ここにつくるのか」という思いがあると思うけれども、その辺はどうなのだろうか。

子育て支援課長

現在、建設を想定しているところには、体育の授業に必要な遊具等があるので、どのような形で移設をするか、また、例えば運動会をやるときのトラックは取れるかといったところについては、校長先生とこれまで協議を重ねた。その結果として、トラックとギャラリーも取れるので、学童クラブ棟を造って問題ないと学校との調整もついたので、このような運びになった。

教育長

ほか、いかがであるか。よろしいか。

練馬区子ども・子育て支援事業計画の実施状況（令和元年度）について

教育長

それでは、次に移る。報告の 番をお願いします。

こども施策企画課長

資料に基づき説明

教育長

子ども・子育て支援事業計画は、教育委員会にとって極めて重要な計画であるけれども、毎年この時期に前年度の実施状況をご報告している。令和元年度は、おおむね順調に推移しているという報告であった。何かご意見、ご質問はあるか。

新井委員

4ページの一時預かり事業の、事業の進捗に関するコメントの一番下段であるが、ファミリーサポート事業は、令和2年度から軽度障害児の受入れを本格実施するとある。今も、軽度な障害を持っている子供たちも受け入れていただけるということで、大変ありがたいと思うが、本格実施についての現状と、軽度障害児の子供たちを受け入れるに当たっての課題等を教えていただければと思う。

練馬子ども家庭支援センター所長

軽度障害児のファミリーサポートでの受入れについてである。昨年度試行して、今年度から本格実施ということである。年度途中なので、実績の数値等はまだ集計できていないが、コロナウイルスの影響で多少伸び悩んだところがあるけれども、おおむね順調に進んでいると認識している。この事業では、愛の手帳3度・身体障害者手帳3級を目安として受入れているが、面談をする中で可能な限り受けるということをしている。

昨年度の試行のときも、お預かりするのが有償ボランティアとの支えあいの事業なので、専門資格を持った方ではないため、例えば動きの多いお子さんであるとか、ダウン症のお子さんとか、様々なお子さんをお預かりしていて、最初は戸惑った声も聞かれたが、2回、3回と関わって行って慣れていくことで、通常どおりやれているというような声をいただいているところである。

課題としては、いかにしっかりとした受入れ態勢ができるかということであって、昨年度も合計4回の研修を実施したけれども、今年度も同様に研修を実施しているので、資質の向上に努めていきたいと考えている。

新井委員

ありがとう。研修も実施されているということで、期待したいと思う。

教育長

ほかはいかがか。よろしいか。
それでは、この件は終わらせていただく。

子育て施設等従事者特別奨励金の支給について

教育長

次に、報告の 番である。願います。

保育課長

資料に基づき説明

教育長

いかがか。何かご質問、ご意見はあるか。

中田委員

都から配付される慰労金が、1月から6月までの対象期間に10日以上勤務した方が対象だったと思うが、区独自の慰労金は、10月1日に雇用契約を開始していて、10月30日までに提出するだけで3万円配付されるということで、よろしいか。

保育課長

おっしゃるとおりである。今回、新たにやらせていただいている特別奨励金は、10月1日基準で雇用を開始されていけば構わないという形になる。特段勤務日数を問うものではない。

教育長

ほかはいかがか。よろしいか。それでは、次に移らせていただく。

LINEとAIを活用した入園申請等の窓口改革について

教育長

報告の 番について、説明をお願いします。

保育課長

資料に基づき説明

教育長

いかがか。大変画期的な仕組みを導入していこうということで、一部もう既に取り入

れているものもあるという報告であった。

高柳委員

かなり大幅に期間と労力を削減、軽減して、情報収集、検索サービス、申込みや変更ができるという、大変いいシステムだと思う。効果的な活用だと思うので、どんどん進めていただければと思う。

教育長

ありがとう。ほかにいかがか。

まだ始まったばかりだが、今、2,200人の登録があるということで、非常に順調なのかなと思う。窓口の混み具合はどうか。

保育課長

導入してから1週間ほどたったけれども、1日当たりの窓口来庁者数は、昨年比でやや減っている。初日、2日目辺りは例年200人超の方がいらっしゃるが、今年は170~180人と少し少なめという状況である。このLINEによる要因以外に、もちろんコロナウイルスを避けるためというところもあるかと思うけれども、今後の動向についても引き続き注視していきたいと考えている。

教育長

もう少し様子を見る必要があるかもしれないが、少なからず、自宅でできるということが広まってくれば、窓口もそんなに混まないようになるかなと思って期待をしている。何よりも保護者の方々にとって便利な仕組みであるので、これをぜひ成功させたいと思っている。ただ、当然、窓口でもしっかりと対応するというところでよしいか。

保育課長

もちろんである。オンラインの仕組みになじまない方もいらっしゃる。例えば障害のあるお子さんの入園相談であるとか、細やかな相談というのが必要なこと等もあるので、オンライン化を入れつつ、窓口での対応についてもしっかりとやっていきたい。そこは両方できるように頑張っていきたいと思っている。

教育長

ありがとう。ほか、いかがか。

坂口委員

先ほどの説明で、今まで窓口で6,000人いらしていたと知って、びっくりした。現在、2,000人の方のLINEがつながったということなので、ぜひ進めていただきたいものだと思う。

教育長

ありがとう。よろしいか。
それでは、報告は一応以上であるか。

その他

「練馬こどもカフェ」一部店舗の再開について

教育長

その他の報告である。1件、口頭報告がある。

こども施策企画課長

「練馬こどもカフェ」一部店舗の再開について、口頭によりご説明をする。
練馬こどもカフェについて、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施5店舗のうち、これまで貸切りが可能なホテルカデンツァ光が丘およびカフェココについてのみ実施してきたところである。
今後であるが、感染防止策を徹底した上で、10月下旬、タリーズコーヒー大泉店およびタリーズコーヒー下石神井店について、再開することとさせていただく。
よろしく願います。

教育長

練馬こどもカフェについても、一部店舗を再開していくというご報告であった。この件についてはよろしいか。
以上、ご用意した案件は終わったけれども、皆様方から何かご質問、ご意見はあるか。
よろしいか。
事務局は何かあるか。

事務局

特段ない。

教育長

よろしいか。
それでは、以上で、第20回教育委員会定例会を終了する。